

<募集要項（個人用）>

本商品のお申込みにあたっては、この募集要項と併せて、商品説明書を必ずお読みいただき、本商品の内容およびリスクを十分にご理解いただいた上で、お申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

2018年8月1日現在

商品名	eダイレクト金銭信託（予定配当率型） ソフトバンクグループ株式会社第22号
信託受益権の格付	「eダイレクト金銭信託（ソフトバンクグループ株式会社）プログラム」は、株式会社日本格付研究所より「J-1」の短期発行体格付を取得しています。同プログラムの信用格付は、同プログラムのもとで発行した信託受益権の信用力を表象します。
受託者	オリックス銀行株式会社
主な運用対象	<ul style="list-style-type: none">・ お客さまからお預かりした信託金は、主に、貸付先に対する無担保貸付金として運用します。貸付先は、貸付実行時点において、株式会社日本格付研究所から、長期発行体格付BBB-以上を取得しているものとします。なお、貸付実行時点において、上記格付が取得されない場合、本商品の信託設定は中止されますので、あらかじめご了承ください。・ 貸付先より無担保貸付金の全額が期限前返済される場合があります。この場合、信託終了日まで預金または受託者の銀行勘定にて弁済金を運用します。
貸付先	ソフトバンクグループ株式会社
主なリスク	<ul style="list-style-type: none">・ 貸付先に破産等の債務不履行が発生した場合には、当該貸付金の元利金が返済されず、貸付先に対する債権を貸付元本残高以下の価額で売却せざるを得ないことがあります。この場合、信託設定時にお示した予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。・ 中途解約準備金等の運用先の破産等による債務不履行が発生した場合、収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。・ 貸付先に債務不履行が発生するなど一定の事由が生じた場合において受託者が必要と認めるときは、信託終了日より前に信託契約を強制終了させる場合があります。この場合、信託財産の換金処分等に時間を要するこ

	とがあり、償還が大幅に後ずれする可能性があります。
お申し込みいただける方	オリックス銀行にeダイレクト預金口座をお持ちの、国内に住所を有する20歳以上の方とします。
募集期間	2018年8月8日午前0：00から2018年9月14日正午までとします。 ※ お申込総額が受託者所定の募集予定総額に達した場合には、募集期間の途中であっても、お申込みの受付を終了させていただく場合がございます。 ※ 募集総額等の状況により、受託者が、運用が困難と判断した場合は、受け付けたお申込みを取り消させていただく場合があります。この場合、お申込金をお預かりしてからご返金させていただくまでの期間の付利はされませんので、あらかじめご了承ください。 ※ 本商品のお申し込みは、原則として取り消すことができません。
お申込窓口	オリックス銀行のウェブサイトにて24時間お申し込みいただけます。
お申込単位等	100万円以上100万円単位とします。 ※ 1申込みにつき、上限金額1億円とします。 1億円を超えるお申し込みの場合は、複数回に分けてのお手続きが必要です。 ※ お申込金額によっては、お客さまに「特別解約事由」が発生した場合であっても、本商品の中途解約ができない場合があります。商品説明書および募集要項の「中途解約」欄に記載された内容を十分ご理解の上、お申し込みください。
申込金の払込方法	この信託の申込金は、受託者所定の申込手続を履践のうえ、eダイレクト預金口座からのお振替えによる払込みにて、募集期間中に一括で払い込んでいただきます。 ※ お客さまから払い込んでいただいた申込金について、お申込日から信託契約日までの期間の付利はされません。
信託期間	信託契約日から信託終了日までの1年間とします。 (信託終了日は信託契約日の1年後の応当日です。)
信託契約日 (信託設定日)	お申込日にかかわらず、2018年9月25日とします。 ※ 本商品へのお申込み受付後、信託契約の締結の可否については、受託者が最終判断いたします。募集総額等の状況により運用が困難であると受託者が判断するなど、場合によっては、信託契約の締結をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
信託終了日	2019年9月25日(最終計算日)
計算期日	2019年9月25日

決算日	信託終了日とします。
予定配当率	年0.48%（税引前） ※ 信託期間に適用する配当率です。 ※ 信託期間中、見直しは行いません。 ※ 本商品は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
予定配当額	・ 予定配当額は、以下の計算式により算出されます。 「予定配当額」＝「お客さまの信託元本」×「予定配当率」 ×「計算期間の実日数」÷365
配当金のお支払	原則として、信託終了日の翌営業日から5営業日目に、eダイレクト預金口座への振替入金により、配当金をお支払いします。なお、信託終了日の翌日以降、配当金の振替入金が完了するまでの間、かかる配当金について付利はされません。
信託元本のお支払	原則として、信託終了日の翌営業日から5営業日目に、eダイレクト預金口座への振替入金により、信託元本をお支払いします。なお、信託終了日の翌日以降、元本の振替入金が完了するまでの間、かかる元本について付利はされません。
中途解約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として中途解約はできません。 ただし、お客さまに特別解約事由（死亡、破産等）が発生し、かつ、中途解約準備金額を勘案し、信託財産の交付に支障がないと受託者が判断した場合に限り、中途解約に応じます。 ・ 中途解約はご契約単位でのお申込みのみとし、信託契約の一部のみについて解約することはできません。 ・ お客さまに特別解約事由（死亡、破産等）が発生している場合であっても、受託者がやむを得ない事情があると判断する場合には、中途解約に応じられないことがあります。この場合、受付済みの中途解約を取り消させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、各計算期日の15営業日前から当該期日までの間、特別解約事由が発生している場合であっても中途解約はできません。 ※ 詳しくは、商品説明書をご高覧ください。
中途解約準備金	信託設定時に、信託元本の総額に対して1.0%程度を目処に受託者が任意に決定する金銭を、中途解約準備金として積み立てます。なお、中途解約準備金の設定は信託設定時のみとし、追加設定はありません。
税金	原則、収益金に対し、20.315%が源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）されます。マル優制度はご利用になれません。

<p>信託報酬および費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込手数料および中途解約手数料はかかりません。(中途解約は原則不可となります。) ・ 信託契約日から信託終了日までの期間、信託報酬および費用は、以下の通りです。なお、金額については、お申し込みの時点では確定しないため、表示いたしません。 <table border="1" data-bbox="619 436 1428 1075"> <tr> <td data-bbox="627 445 805 925"> <p>信託報酬</p> </td> <td data-bbox="813 445 1420 925"> <p>信託財産の中からいただきます。予定配当率にて計算される配当金からいただくものではありません。信託報酬の額は、信託元本に対して上限 0.30% から下限 0.01% に相当する金額の範囲内とします。確定した信託報酬の金額は、信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載されます。また、中途解約準備金等の運用に係る収益等および信託期間の満了または強制終了の際の残余財産（もしあれば）は、信託報酬として収受します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="627 936 805 1066"> <p>租税・費用</p> </td> <td data-bbox="813 936 1420 1066"> <p>信託財産の中から、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用をいただきます。</p> </td> </tr> </table>	<p>信託報酬</p>	<p>信託財産の中からいただきます。予定配当率にて計算される配当金からいただくものではありません。信託報酬の額は、信託元本に対して上限 0.30% から下限 0.01% に相当する金額の範囲内とします。確定した信託報酬の金額は、信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載されます。また、中途解約準備金等の運用に係る収益等および信託期間の満了または強制終了の際の残余財産（もしあれば）は、信託報酬として収受します。</p>	<p>租税・費用</p>	<p>信託財産の中から、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用をいただきます。</p>
<p>信託報酬</p>	<p>信託財産の中からいただきます。予定配当率にて計算される配当金からいただくものではありません。信託報酬の額は、信託元本に対して上限 0.30% から下限 0.01% に相当する金額の範囲内とします。確定した信託報酬の金額は、信託終了後に送付する信託財産状況報告書に記載されます。また、中途解約準備金等の運用に係る収益等および信託期間の満了または強制終了の際の残余財産（もしあれば）は、信託報酬として収受します。</p>				
<p>租税・費用</p>	<p>信託財産の中から、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用をいただきます。</p>				
<p>重要事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品には、元本補填や利益補足の特約は付されておりません。また、予定配当率はこれを保証するものではありません。 ・ 本商品は預金ではありません。元本および利益の保証はありません。預金保険および投資者保護基金による保護の対象ではありません。 ・ 本商品へのお申込みは、原則として、取り消すことができません。また、お申込みに関して、クーリングオフ制度の適用はありません。 ・ 本商品は、信託期間満了による償還のほか、強制終了事由が発生した場合で受託者が必要と認めたときには、強制終了（信託元本に損失が生じる可能性等があります。）されます。 				
<p>お問い合わせ先</p>	<p>オリックス銀行株式会社 金銭信託デスク ☎0120-104-094 受付時間 9:00～17:00 (土日祝および 12/31～1/3 休)</p>				

受託者 オリックス銀行株式会社

〒105-0014 東京都港区芝 3-22-8 オリックス乾ビル

<https://www.orixbank.co.jp>